

平成 30 年 6 月 19 日

厚生労働省 年金局
企業年金・個人年金課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案及び確定拠出年金運営管理
機関に関する命令の一部を改正する命令案」に対する意見について

今般、標記改正案（平成 30 年 5 月 21 日公表）に対する意見を別紙のとおり
取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案」に対する意見

No.	該当箇所	意見・理由
○	施行規則改正案 第 19 条の 3	<p>本条項の新設により企業型運用関連運営管理機関に対し、インターネットを通じた「運用の方法の公表」を義務化するべきではない。</p> <p>事業主は、確定拠出年金法第 7 条第 4 項にもとづき、運営管理業務の実施に関する評価を行うことが求められると理解しているが、本条の目的がこの評価に必要な情報の入手手段を確保することであれば、法令により、事業主からの情報提供要求への対応を運営管理機関に義務化することで目的は達成できると考えられる一方で、インターネットを通じた「運用の方法の公表」には以下の問題点があると考えられることから、再考いただきたい。</p> <p>【考えられる問題点】</p> <p>運営管理機関が各企業（事業主や潜在的な事業主）に提示するプラン内の運用商品の組み合わせや「運営管理機関が企業型 DC の運用商品としてどのようなユニバースを保有しているか」（以下、「商品ユニバース」）は、運営管理機関の経営戦略に係る事項である。</p> <p>特に、商品ユニバースは、運用商品のモニタリング・新商品採用の可否判断等、運営管理機関の専門的知見や事業戦略に紐付いて築いてきたものであり、インターネットを通じてこれを公表することは、運営管理機関の付加価値の源泉を一般公開することに他ならない。</p> <p>こうした情報の公開は、サービスの差別化を阻害し、競争の抑制が生じることで、長期的に見れば顧客サービスの劣化にもつながり得る。</p>

以 上